

弘前市上下水道事業水道料金等徴収業務及び水道料金等システム構築運用業務

No.	質問項目	質問内容	回答
1	実施要領P3 6. 参加意思表明書の作成及び提出(3) 参加表明書に必要とする提出書類ウ. 必要資格関係書類	『業務責任者及び業務主任者の候補者の資格要件を証明できるもの』とありますが、業務責任者及び業務主任者の資格要件をご教示ください。またその証明は在籍証明書及び経歴書（どちらも任意の書式）を提出する認識でよろしいでしょうか。	任意の書式により在籍証明書及び経歴証明書を提出してください。 また、資格については業務に関連する主な資格について記載してください。
2	業務提案書 様式第8-13号	「電子計算処理業務に対する考え方」2の「現在、当市で使用しているシステムに対応できるか。」について、新システムは持ち込みであり、この内容はどういったことを意図しているのか確認したい。	新システム稼働までの期間は、現在当市で使用しているシステム（Park Water X料金管理システム）を受注者に使用することになります。そのため、対応の可否を確認する内容として記載しております。
3	水準書P8 5 電子計算処理業務(2)	『(2)給排水管理データ登録、異動処理業務及び保守管理』とありますが、システム機能に給排水工事管理を含めるという認識でよろしいでしょうか。	現在、給排水工事はシステム管理しておりません。今後もシステム機能に含める予定はございません。
4	仕様書P3 12業務従事者の指導・研修(2)～(4)	業務に関するマニュアル作成や、1年に一度の見直し、更新を行い、提出とありますが、提出時期につきましては、貴市と協議の上決定するという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりでございます。
5	仕様書P4 7公共下水道使用開始等届受付	農業集落排水使用開始等届受付についても公共下水道使用開始等届受付と同様に行うという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりでございます。
6	仕様書P5 8集合住宅における各戸検針及び水道料金等徴収の特例に関する協定締結に係る受付業務	集合住宅側が協定違反をした場合の是正についても対応を行うという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりでございます。

弘前市上下水道事業水道料金等徴収業務及び水道料金等システム構築運用業務

No.	質問項目	質問内容	回答
7	仕様書P7 12水道料金等の収納に関すること(2)	現在、納入通知書の郵送については原則行わない対応と存じますが、次期契約においてもその認識でよろしいでしょうか。	仕様書に記載のとおり、納入通知書の郵送は現在も行っております。次期契約も同様でございます。
8	仕様書P8 (4)口座振替による収納①	振替日の4営業日前との記載がありますが、現状5営業日前に対応しています。また振替後2営業日までに返却との記載がありますが、金融機関との取り決めでは3営業日となっています。次期契約からは仕様書の記載の内容のとおりに変更になるとの認識でよろしいでしょうか。	期限については、仕様書記載の対応を求めます。ただし、受注者の業務内容に合わせ、必要があれば協議に応じ、適宜対応いたします。
9	仕様書に記載が無い事項	現在、検針時同時納入通知書発行を運用されているかと存じますが、新システム導入後も継続して運用するという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりでございます。
10	仕様書に記載が無い事項	マッピング入力業務及びおくやみ情報入力業務については、受付業務に含まれる認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりでございます。